

各 警 察 署 長 殿

保 存	5年(令和9年3月31日まで)
有 効	令和9年3月31日まで
指 導 係	

生 活 安 全 部 長

山岳遭難の防止対策について（通達）

山岳遭難の防止については、「山岳遭難の防止対策について（通達）」（平成31年4月9日付け佐本地発第89号（以下旧通達という。））に基づき、地域の実態に応じた事故防止施策を推進してきたところであるが、近年は、単独登山や高齢者の登山等が増加していることから、今後も多種多様な山岳遭難が発生するものと懸念される。

各警察署は、引き続き、下記のとおり、各種山岳遭難に的確に対応するため、山岳遭難の実態を把握しておくとともに、山岳遭難救助体制を強化するなど、地域の実情に即した総合的な施策及び活動を推進し、山岳遭難の防止に努められたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 山岳遭難の発生実態の分析検討と資料の整備

- (1) 管内において発生した山岳遭難については、山岳遭難の実態を分析するため、下記事項について把握しておくとともに、今後その防止のために講ずべき広報、パトロールその他の施策、遭難発生後の捜索救助活動において採るべき措置等を検討すること。

分 析 事 項	
ア 山岳名	コ 年齢
イ 発生場所	サ 構成員（パーティ）
ウ 発生日時及び時間帯	シ 山岳会所属の有無
エ 登山の目的	ス 登山届提出の有無
オ 遭難の原因	セ 救助活動出動人員
カ 遭難者の死傷等別	ソ 救助要請の有無
キ 遭難者の住居	タ 救助日数
ク 性別	チ ヘリコプター使用の有無
ケ 職業	ツ 登山の経験年数

(2) 山岳遭難防止施策及び捜索救助の基礎資料とするため、次の資料の整備に努めること。

ア 管内の山岳及びその周辺地域の図面

- (ア) 最寄りの交通機関の駅等からの登山コースの距離及び所要時間
- (イ) 登山口、下山口及び登山コース（山小屋等の位置等も含む。）
- (ウ) 過去における山岳遭難の発生地点及びその概要
- (エ) 管内の山岳におけるレスキューポイント
- (オ) ライブカメラ等の設置状況
- (カ) その他必要と認められる事項

イ 山岳遭難発生時の協力団体等

- (ア) 山岳会その他の民間の登山関係団体
- (イ) 消防署及び消防団
- (ウ) 登山を仲介する旅行業者
- (エ) 民間の登山指導及び捜索救助の有志者

(3) 管内で発生した山岳遭難に係る遭難者が県外居住者の場合で、当該他の都道府県警察に連絡すべき、山岳遭難防止の諸施策等がある場合は、警察本部地域課指導係に報告すること。

2 登山シーズンの前における実態把握等

(1) 登山危険箇所、山岳遭難防止施設等の把握

山岳関係機関等と協力し、登山道及び山岳遭難防止のための実地踏査を行うなど、管内の山岳について地形・地物、登山道、登山危険箇所等を把握すること。

(2) 山岳に関する情報の把握

登山者が多い山岳については、年間の登山者がどの程度であるのか、また、山岳における気象変動が激しくないかなど、山岳に係る情報把握に努めること。

3 広報啓発活動、山岳関連情報の提供等

安全登山及び遭難防止を図るため、広報等を行う場合は、山岳遭難の現状や遭難防止のための心得、登山計画書の作成・提出等について広報啓発活動を行うこと。

特に、個人又は少グループによる登山は、登山計画書が提出されていないことが多く、県警ホームページ、FAX等により、身近に計画書が提出できることや計画書の提出が安全対策に大きく役立つことを広報すること。

4 山岳遭難救助体制の強化

(1) 山岳遭難救助体制の確立

ア 体制の整備

救助体制を安全かつ的確に行うためには、体制の整備が不可欠であるので、各警察署は、過去の山岳遭難発生状況等を踏まえて地域の実情に応じ

た山岳遭難救助体制の整備を図ること。また、緊急出動時を想定し、救助のボランティア、その他の関係機関・団体等との連携を密にしておくこと。

イ 救助隊員の選任と育成

搜索救助、その他の山岳警備に従事する救助隊員は、知識、経験、体力等を考慮して選任するとともに、選任後は、隊員の育成及び技能の伝承等を計画的に行うこと。

ウ 装備資器材の整備等

現有の山岳遭難救助用装備資器材については、必要に応じて直ちに使用することができるよう、常に点検、整備を怠らないようにすること。

また、必要な装備資器材については、警察本部地域課に購入を依頼するなど、必要な資器材の確保に努めること。

エ 教養訓練の実施

平素から、山岳救助等に従事する予定の署員に対し、山岳遭難救助に必要な登山技術、救命用具等の装備資器材の操作技能、遭難者の搬送要領、救急法・気象知識の修得要領等について、計画的に実戦的な教育訓練を実施し、その知識、技能の向上に努めること。

オ 民間救助隊や隣接県警察等との連携

山岳遭難は多様な形態があり、県警察のみで救助活動を完遂することが困難な場合が多いことから、消防機関や地元の民間救助隊等と平素から訓練等を通じて連携を図るなど、山岳遭難発生時に協力して救助活動を行えるように配慮すること。

また、県境等付近で山岳遭難が発生した場合は、隣接県警察と連携して救助活動を行うことが少なくないことから、現場における意思疎通に齟齬が生じないよう、隣接県警察山岳遭難救助隊、警察航空隊等と合同訓練を行うなどにより、連携強化に努めること。

5 救助活動における安全管理と組織的判断の徹底

(1) 現場責任者の指示・判断

出動及び訓練に際し、現場責任者は、当該現場において想定される危険を回避するため、具体的な指示を行うほか、活動全般について常に注意を払うこと。

また、現場責任者は、気象条件等について本部地域課又は本署に随時報告するとともに、二重遭難の危険性が高いと判断した場合は、救助活動の延期・中止を判断すること。

(2) 自己の安全確保

救助活動に当たっては、「自分の身は自分で守る」「単独行動の禁止」を原則とすること。また、自らの体力、技術及び経験に照らして、安全な救助活動に努めることを徹底し、二重遭難の絶無を期すこと。

(3) 救助活動における組織的判断の徹底

安全かつ的確に救助活動を行うためには、救助現場の体制、任務内容、天候、地形、遭難者に係る緊急性の程度等を総合的に勘案した上、救助活動の

開始・継続の可否等の方針について、組織的に判断すること。

各警察署の幹部は、救助活動の方針の判断を現場責任者に任せにすることなく、現場の状況を把握し、二重遭難の危険性が高いと認められる時は、救助活動の延期・中止を的確に判断するなど、二重遭難の絶無を期すため、組織的判断を徹底すること。

(4) GPS位置情報を活用した効率的な搜索

救助要請に際しては、携帯電話による救助要請が大半を占めていることから、遭難者の救助に当たっては、GPS位置情報の早期取得に努めること。

また、登山者の中には、登山者のアプリ同士がすれ違うたびに互いの位置情報をサーバーに送信する民間サービスに加入している者もいることから、その場合は、民間業者の協力を得て、効果的な搜索を行うこと。

6 救助隊員等の士気高揚

救助活動は、高度の危険性・困難性を伴うことから、山岳遭難救助に従事した者を積極的に表彰するなど、救助隊員その他救助活動に従事する者に係る士気高揚施策を推進すること。